議案第６７号

専決処分（令和６年度東久留米市一般会計補正予算（第９号））の承認について

上記の議案を提出する。

令和６年１２月２日提出

東久留米市長　富　田　竜　馬

（提案理由）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第３項の規定により提出するものである。

専決第６号

専　決　処　分　書

令和６年度東久留米市一般会計補正予算（第９号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年度東久留米市一般会計補正予算（第９号）（別紙）

理由

国の予防接種健康被害救済制度に基づき、新型コロナウイルス予防接種による健康被害が認定された方に対する死亡一時金等を給付するため、早急に予算措置を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分するものである。

令和６年１１月１日

東久留米市長　富　田　竜　馬

令和６年度東久留米市一般会計補正予算

令和６年度東久留米市一般会計補正予算（第９号）

令和６年度東久留米市の一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４４，４８２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５１，０８０，４７５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		10,788,112	44,482	10,832,594
	1 国庫負担金	8,099,310	44,482	8,143,792
歳　入　合　計		51,035,993	44,482	51,080,475

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
4 衛生費		3,811,645	44,482	3,856,127
	1 保健衛生費	1,801,754	44,482	1,846,236
歳　出　合　計		51,035,993	44,482	51,080,475

令和６年度東久留米市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	10,788,112	44,482	10,832,594
歳　　入　　合　　計	51,035,993	44,482	51,080,475

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
4 衛生費	3,811,645	44,482	3,856,127
歳　出　合　計	51,035,993	44,482	51,080,475

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
千円 44,482	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
44,482	0	0	0	0

２ 歳　入

１４款 国庫支出金

１項 国庫負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
	千円	千円	千円
2 衛生費負担金	2,150	44,482	46,632
計	8,099,310	44,482	8,143,792

節		説　　明
区　　分	金　　額	
	千円	千円
2 保健衛生費負担金	44,482	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金　44,482

３ 歳　出

４款　衛生費　　１項　保健衛生費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2 予防費	733,852	44,482	778,334	44,482				0
				44,482				0
計	1,801,754	44,482	1,846,236	44,482	0	0	0	0

（単位： 千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
19 扶　助　費	44,482	14 予防接種事業（健康課）　44,482 扶助費　44,482 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金　44,482